

横浜市立高等学校及び併設型中学校学校評価実施要綱

制定 平成20年3月31日

最近改正 令和5年4月1日教高第1320号（教育長決裁）

（趣旨）

第1条 横浜市立高等学校及び併設型中学校学校評価（以下「市立高校及び併設型中学校学校評価」という。）の実施については、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月17日教育委員会規則第4号）の規定に基づき、この要綱の定めるところによる。

（学校評価の目的）

第2条 市立高校及び併設型中学校学校評価は、教育活動その他の学校運営の組織的、継続的な改善、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくり及び教育委員会による適切な支援を行うことを目的として実施する。

（学校評価の体系）

第3条 横浜市立高等学校及び併設型中学校（以下「各学校」という。）では、「自己評価」及び「学校関係者評価」による学校評価を実施する。

（1）自己評価

各学校は、校長以下、教職員から構成される校内評価委員会を組織する。校内評価委員会は、教職員による学校評価、生徒による学校評価、授業評価、保護者及び地域による学校評価を実施し、これらの評価結果を踏まえ、改善に向けた協議を組織的に行う。

（2）学校関係者評価

各学校の学校運営協議会は、各学校でまとめた評価の結果を活用し、当該校の教育活動等について評価を行う。

（自己評価）

第4条 自己評価は、各学校の目標達成状況等を検証することを通じ、学校の現状と課題を明らかにし、教育活動その他の学校運営の改善を図ることを目的として実施する。自己評価を行うに当たっては、生徒や保護者等による学校評価の結果等を評価資料として活用するものとする。

2 各学校は、自己評価の結果を教育委員会に報告する。

（学校関係者評価）

第5条 学校関係者評価は、校内評価委員会による自己評価等の結果を評価することを通して、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解と相互の連携を深め、学校運営の改善への協力を一層進めることを目的として実施する。

2 学校運営協議会は、学校関係者評価の結果を学校関係者評価書として取りまとめ、当該校に報告する。

3 各学校は、学校関係者評価書を教育委員会に報告する。

（中期学校経営方針等への反映）

第6条 各学校は、学校評価の結果を踏まえた改善策を策定し、「中期学校経営方針」及び「学校経営計画」に反映するよう努める。

（学校評価の結果の公表）

第7条 各学校及び教育委員会は、実施した学校評価の結果及び改善策について、ホームページ等適切な方法を用いて公表する。

(学校評価における学校支援)

第8条 教育委員会は、学校評価の推進、充実に向けた支援を行うとともに、各学校から提出された学校評価報告書及び学校関係者評価書により把握した各学校の教育活動その他の学校運営の状況に基づき、予算や施設面の対応等教育環境の改善支援のための必要な措置を講ずる。

(その他)

第9条 この要綱に定めることのほか、各学校の学校評価に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

この要綱は、平成22年3月12日より施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。